

土地改良区等検査実施要領

制定 平成 12 年 8 月 22 日（農整第 294 号）	改正 平成 17 年 7 月 11 日（農整第 192 号）
改正 平成 18 年 5 月 23 日（農整第 106 号）	改正 平成 23 年 3 月 30 日（農振第 1097 号）
改正 平成 26 年 3 月 27 日（農村第 950 号）	改正 平成 28 年 10 月 5 日（農振第 948 号）
改正 平成 30 年 3 月 29 日（団第 806 号）	改正 平成 31 年 3 月 28 日（団第 1001 号）
改正 令和 2 年 3 月 25 日（団第 995 号）	改正 令和 3 年 3 月 18 日（団第 761 号）
改正 令和 5 年 4 月 26 日（団第 134 号）	改正 令和 7 年 3 月 26 日（団第 966 号）

第 1 趣 旨

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 132 条（法第 84 条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行われる土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する検査のうち、知事が行うものは、土地改良区等検査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 検査陣容の強化

実施要綱第 2 に掲げる目的達成のため、検査実績の低下を招くことなく、かつ、検査対象者の現状に対し適切に対処し得るよう、各種研修等への職員の積極的な参加につき十分配慮する。

また、検査業務においても、当該検査に従事する検査員（「検査班」という。以下同じ。）の編制に際しての配慮及び検査後の報告聴取に際しての指導を行うとともに、部内研修会等適切な研修の機会を設け、検査員の検査技能の向上及び自己研さんを促進する。

さらに、専門的な知識を持った検査員（実施要綱第 3 の検査員をいう。以下同じ。）を計画的に養成するとともに、検査員に、各種不正事件の実例により、不正発生の環境、手口、隠ぺい手段、発覚の端緒等に関する事例を熟知させ、不正事件の検証の方法を修得させる。

第 3 検査実施の基準項目

検査は、実施要綱第 5 各号に掲げる事項について、法令、行政庁の処分、定款、規約、土地改良事業計画等の遵守状況、事業目的との合致状況、会計経理の合理性等を把握し、検討することを目的として、土地改良区等にあつては土地改良区等検査事項別検査書（別紙様式 1）の各項目を基準として行うものとする。

第 4 検査基準日

検査基準日は、原則として検査に着手した日の属する月の前月の末日とする。ただし、特に必要があると認めた場合には、別の日をもって検査基準日とすることができる。

第 5 検査対象期間

検査対象期間は、検査対象土地改良区における前回検査実施年度の開始の日から検査基準日までとする。

第6 検査対象土地改良区等

定期検査の対象とする土地改良区等は、おおむね3年に1回の割合で検査を実施する。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法第10条第1項の規定に基づく設立認可の日から1年を経過した土地改良区等
- (2) 予算の増減が顕著な土地改良区等や、内部けん制が働いていない土地改良区等、内部通報等により、特に必要と認められる土地改良区等

第7 検査計画の策定

知事は、毎年度、第6により検査対象土地改良区等を選定し、実施要綱第4の(3)に規定する土地改良区等検査計画を作成する。

第8 検査の通告

知事は、実施要綱第7のただし書の規定により、あらかじめ通告して検査を行う場合は、検査対象土地改良区等に対し、次の事項を内容とする検査通告を行うものとする。

- (1) 検査の実施時期
- (2) 検査担当職員の氏名
- (3) その他必要な事項

第9 検査責任者の選定

2人以上の検査員に検査を行わせる場合には、その1人を当該検査の責任者(「検査責任者」という。以下同じ。)として選定する。

検査責任者は、検査班の中から、原則として、上位の職である者を選定する。

第10 検査責任者の職務

検査責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 検査計画の立案・進捗状況の管理
- (2) 検査対象者との連絡調整
- (3) 当該検査に従事する班員に対する指導・統制
- (4) 指摘事項の把握及び調整
- (5) 検査の講評
- (6) 検査報告書の取りまとめ

第11 検査の着手

検査は、現金・現物等の資産の状況を現地において把握することをもって着手することを原則とする。ただし、検査を通告する場合においては、検査対象者へ通告することをもって着手したとみなす。

なお、検査は、着手後、一定の期間を設け、事務の整理、必要資料の整備等を行わせした後、検査に入る隔時検査の方法によるほか、即時検査の方法によることもできるものとする。

第12 検査証拠の究明

検査員は、原票の確認等を通じて十分かつ適切な証拠を入手することにより、検査対象者の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

第13 検査の準備

1 検査資料の事前提出

検査員は、第11により検査に着手したときは、あらかじめ、検査対象土地改良区等から土地改良区検査事前提出資料（別紙様式2）の提出を求めるものとする。

2 関係書類、帳簿等の整理

検査員は、1の検査事前提出資料の要求と併せて、検査対象土地改良区等に対し、関係書類、帳簿等の整理をさせておくものとし、特に会計帳簿については、前会計年度末現在で締め切った計数（出納整理期間を設けている場合は、当該期間内における前会計年度に係る出納を反映した計数）を明瞭にしておくよう指示するものとする。

3 検査の事前準備

検査員は、検査の効率的実施に資するため、次により事前準備を行うものとする。

- (1) 前記1により検査対象土地改良区等から提出された資料につき十分な検討を加え、当該土地改良区等の概要、問題点等を把握するとともに、検査実施の際に確認すべき重点事項を整理しておくこと。
- (2) 当該土地改良区等についての過去の検査結果を調査しておくこと。
- (3) 当該土地改良区等が国、県営事業関連地区であるときは、当該事業の概要、進捗状況、問題点、地元負担金償還状況、国営又は都道府県営造成施設の管理委託等の状況等につき調査しておくこと。
- (4) その他当該土地改良区等有する業務及び会計上の特殊性、問題点を調査しておくこと。

第14 検査の実施方法

検査の実施方法は、検査員が土地改良区等検査事項別検査書の項目ごとに関係書類、帳簿等の記載内容等について聴き取りを行い、必要に応じて資料収集、立会い等により確認するものとし、その要領は、おおむね次のとおりとする。

1 組織及び運営

(1) 地区及び組合員

地区の定め方、土地原簿及び組合員名簿の整理状況等を検証し、適正なものとなっているかどうかについて確認する。

(2) 議決機関

総代の定数、選挙の状況、総会（又は総代会）の開催状況等を検証し、最高議決機関として適切なものとなっているかどうかについて確認する。

(3) 役員

役員の定数、選挙（又は選任）の状況、理事会の開催状況、理事の業務執行状況、監事による監査の状況等について検証し、業務執行機関又は監査機関としての機能が十分に発揮されているかどうかについて確認する。

(4) 定款、規約その他の諸規程類、記録類

定款、規約その他の諸規程類の整備状況及び記載内容が適正であるか確認する。

また、申請書、報告書等の整理保存状況等について検証し、整理保存等が適正に行われているかどうかについて確認する。

2 事業

土地改良事業の推進・執行体制、実施手続、換地業務、土地改良施設の維持管理の体制、管理運用状況、附帯事業の内容等について検証し、事業が適正に行われているかどうかについて確認する。

3 会計経理

賦課基準、賦課徴収の状況、会計経理の組織、会計帳簿、財務諸表、予算、決算、財産等の管理運用状況、財政計画等について検証し、賦課金の徴収、会計処理等が適正に行われているかどうかについて確認する。

第 15 意見の聴き取り

検査員は、第 16 の検査講評前に、検査によってその内容が明らかになった事項について、役員等から意見を聴取するものとする。

第 16 検査講評

検査員は、検査を終了するに際して、検査においてその内容が明らかになった事項について、第 15 による役員等からの意見聴取を踏まえ理事及び監事に対し講評するものとする。

第 17 検査重点事項

組織運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促しつつ適正な組織・業務運営を確保することが重要であることから、次の事項について検討する。

1 法令等遵守態勢の確保

土地改良区等の組織運営に関する法令等の遵守を担当する理事の配置、コンプライアンス推進委員会の設置、役員及び職員の都道府県や連合会が開催する研修会等へ参加による自己研さん等、法令等遵守態勢が整備されているか検討する。

2 不祥事件の未然防止

現金預金の取扱いに係る検査については、残高の照合のみならず、金銭の出入りの頻度や用途などの合理性にも着目するなど、詳細に照合確認する。

また、金銭の出入りについては、手続が適正なのかという準拠性だけでなく、入出金額や入出金時期、入出金頻度が適正なのかという正当性にも着目して確認する。

なお、残高照合に当たっては、預金通帳及び預金証書の原本と必ず照合確認する。

3 内部けん制態勢の確立

会計経理を担当する理事を配置し、会計経理事務に関して複数の職員又は役員による決裁を必須とするなどにより、内部けん制機能が発揮できる態勢が確立されているか検討する。

また、検査対象項目の確認に当たっては、聴取対象者本人だけでなく複数人から聴き取ることとし、回答に矛盾点がないか注意を払う。

さらに、複数人による相互チェックの実施や、職務の分担化、同一人物を長期間同じ職務に関与させていないなどの、内部統制が図られているかについても検証する。

なお、事務局内のコンプライアンス推進体制など職場環境の健全性についても確認する。

4 業務執行体制の整備

役員からの意見聴取を実施し、役員がその適正な権限を持ち、職員等に対する管理・監督責任を果たしているか確認する。

また、理事は、土地改良区等の業務執行に当たり、忠実にその責務を果たし、特に会計担当理事は会計経理に関する手続、内容等を的確に把握し、適正な処理が行われているか検討する。

第 18 検査結果の報告

検査員は、実施要綱第 14 の規定に基づき、検査結果報告書（別紙様式 3）を作成し、知事に提出するものとする。

第 19 指摘事項の改善確保

検査で明らかになった事項については、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げるため、速やかに指導監督部署等に通知するとともに、是正又は改善がなされるよう必要に応じて協力するものとする。

第 20 検査の特例

実施要綱第 4 の（2）の特別検査及び（3）の事後確認検査については、この要領中第 3 から第 14 までの規定は、適用しない。

第 21 その他

知事は、必要ある事項について、その都度指導監督部署等の長に指示するものとする。